

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―五十一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県吉川市大字拾壹軒字内谷二百四十六番一 他八筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千七百五十・六八立方メートル